

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

1 生活に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(7) 民間賃貸住宅への入居斡旋

<p>支援内容</p>	<p>離職により、社宅等の退去を余儀なくされ、民間賃貸住宅に一時的な入居を希望する人に住宅を斡旋を行います。</p> <p>①住居の選定：入居希望者の希望に応じ協議して選定 ②家賃：それぞれの設定家賃（入居後6カ月は状況に応じて減免有） ③敷金：なし ④手数料：なし ⑤礼金：なし ⑥共益費：実費必要 ⑦火災保険：必要（家財道具、賠償保険） ⑧家賃保証：原則必要 ⑨保証人：原則必要 ⑩家財・家具リース：生活に必要な家財・家具のリースを行います。</p>
<p>対象者</p>	<p>・非正規従業員であって離職により社宅等の退去を余儀なくされた人</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>・斡旋申請書 ・本人確認書類（運転免許証など）</p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市都市建設部管理課住宅係 津山市山北520（津山市役所本庁舎5階） 受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市都市建設部管理課住宅係 （電話）0868-32-2090</p>
<p>備考</p>	